

目 次

○第1号（11月29日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
町長あいさつ.....	3
開会・開議.....	3
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	3
日程第 2 会期の決定.....	3
日程第 3 議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	4
町長あいさつ.....	10
閉 会.....	10

平成23年第5回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成23年11月29日（火曜日）

議事日程 第1号

平成23年11月29日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（提案・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第5回吉岡町議会臨時会の開会に当たり、町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

町長あいさつ

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。

平成23年第5回吉岡町議会臨時議会の開会に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。

議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中、臨時会の開催をお願いしたところ、出席をいただきましてまことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

本臨時会に提案いたしましたのは、議案1件であります。何とぞ慎重審議の上、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本日は大変お世話さまになります。

開会・開議

午前9時00分開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第5回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番石倉 實議員、10番小池春雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

日程第3 議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、去る9月30日に人事院勧告が行われましたが、政府としては既に提出している給与臨時特例法案の早期成立を期し、最大限の努力を行うこととされ、人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないこととされたところです。しかし、地方公務員の給与改定を行うに当たって、地方公務員法の趣旨に沿い、人事委員会の給与に関する報告及び勧告等を踏まえ、地域の民間給与を反映させた適切な対処をすべきであるとの地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、技術的助言額が国、県から示されました。これを受けて、吉岡町においても、公・民比較の勧告を適切に反映させるために、町の給与関係の条例の一部の改正をお願いをします。

以下、詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正と、吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正と附則となっております。

議案書1ページでは、第1条別表吉岡町職員給料表を改めるもの。議案書4ページ、第2条では、給料の振りかえに伴う経過措置の改正と、附則で施行期日及び12月に支給する期末手当の調整額についてです。提案理由は、議案書の5ページにあるように、地方公務員法に定める給与決定の諸原則により、地域の民間給与を反映させた適切な改正を行うため人事院勧告に準拠し、職員の給与の額を定めたいものです。

地方公務員の給与改定に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則、人事委員会の給与に関する報告及び勧告等を踏まえ、適切に対処すべきであるとしています。人事委員会の置いていない市町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果を参考に、地域の民間給与を反映させて適切な改正を行うことが重要であるとしています。吉岡町では、人事院勧告に準拠し、職員の給与の額を改定するものです。

今回の給与の改正は、官民給与の格差899円、率にして0.23%を解消するために、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いて、月例給を0.37%引き下げる改定でございます。

まず、改定の1点は、吉岡町の給与に関する条例中の別表を改めるものです。改定される給与表は議案書の1ページから4ページにかけてでございます。給料表は横方向に級、1級から6級、それから縦方向に号、1号から125号となっています。参考までに、吉岡町の初任給格付は、高等学校を卒業で1級5号、短大卒で1級15号、大卒では1級25号となっています。

給与表の改定箇所を新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

改定の対象になる箇所は、新旧対照表の1ページから7ページ、左半分が改正案、右半分が現行となっていますが、5ページからの2級77号以上、表ですと下の方へ下がる形になりますが、2級77号以上、4ページからの3級61号以上、3ページからの4級の45号以上、同じく3ページからの5級37号以上、2ページからの6級29号以上で、引き下げ額は各号当たり300円から最大2,000円の引き下げ幅となっています。例えば、5ページの2級77号、右側、現行は29万2,300円、これを改正案では29万2,000円、300円の引き下げとなります。ちなみに、この改定によって吉岡町で対象となる職員は12月1日現在で32名、引き下げ幅で400円から2,000円、月額合計で申し上げますと5万1,400円、1人当たり平均にいたしますと月額約1,606円となります。

次に、議案書の4ページは給料の切りかえに伴う経過措置の改定で、新旧対照表では最後になりますけれども、8ページをごらんいただきたいと思います。平成18年に給与表が切りかえられたときの減額改定対象職員、現行では「100分の99.59」を、改正案では「100分の99.1」に、その他の職員については、現行「100分の99.89」を、改正案では「100分の99.34」に改定するものです。

議案書に戻っていただきまして、議案書の4ページから5ページにかけてですけれども、附則に定める施行期日は、公布の日属する月の翌月の初日、すなわち平成23年12月1日になります。12月1日を基準日に4月にさかのぼって4月から11月の給与、8カ月分と6月支給の期末手当分を減じる額を調整額と言います。この調整額を12月支給の

期末手当から減じる額ですが、吉岡町では32名、試算でいきますと総額52万4,142円の調整額が発生することになります。これは、1人当たり平均約1万6,379円ということになります。

なお、国家公務員の給与を100としたときの吉岡町職員給与の水準のラスパイレス指数は、平成22年4月現在で96.4、これは群馬県下35市町村のうち、上位から26番目の水準に当たります。

以上、雑駁ですが補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 初歩的な問題でございますけれども、お伺いいたします。

今回の給与の引き下げに関しては、国家公務員の方は現在、人事院のあれに従わず保留になっております。それから、県職員の場合は、これは県の人事委員会で今回は平均0.30%引き下げるといふ勧告が出ております。要は、人事院の勧告について、吉岡は0.37%の引き下げということで、県職員を上回っている引き下げを行うということになっております。人事委員会の勧告に従ってそれに準拠しているんだと思いますけれども、県では県の人事委員会の勧告に従ってやっているということで、群馬県とすれば、やはりこれは人事委員会で県の方の給与水準を調査してやっているんだと思いますけれども、どうして県を上回る引き下げを行ったのか、その点一つ。

それから、これは4月にさかのぼって期末勤勉手当まで影響するというような説明でございます。今回は特別職、それから議員報酬、こういうものは除かれております。ちょっと格好いいんですけども、平等性を欠いているのではないかというふうに思うんです。当然、特別職、教育長、それから議員報酬、こういうものについても、去年はもうちゃんとボーナス引き下げをやっているわけです。こういうところが除かれているという、この辺についてもちょっと何か雲がかかったような感じがしているんですけども、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 1点目の、県の引き下げ幅が0.30、吉岡町は0.37というようなことでございますけれども、うちの方で聞いております県の引き下げ幅は0.38を引き下げるといふふうに、県の勧告は出されているようでございます。それに対しまして、

吉岡町は人事院の勧告の0.37%の引き下げということになるかと思えます。これは、人事院勧告は、官民格差は0.23%でありますけれども、これを50代を中心に40代以上ということを念頭に、改定を平均でしますと0.37%の引き下げ幅になっていると。これを町では人事委員会を持っておりませんので、国の人事院の勧告に準拠して実施をしたいというふうに考えているところでございます。

それからもう1点、特別職並びに議員の報酬との公平さに欠けるのではないかというようなご指摘でございますが、今回の給与改定は、職員の給与改定を給与法に基づいて改定するものでありまして、特別職、議員の報酬との整合ではないというふうに考えております。もし、特別職、議員等の報酬の検討をするのであれば、これはまた別の機関で検討していくということになるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 県の給与の算定については、これは県の人事委員会で何かきつと調査してやっているということで、10月25日の上毛新聞では、0.30%引き下げるように知事に勧告して、それを実施するというようなことになっております。何かそういうあれから見ると、こういうふうに0.38%引き下げるといようなことなんですけれども、その辺のところは新聞報道と異なるんですけれども、その辺のところをもう一度説明、わかりましたらお願いしたいと思えます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 県の引き下げ幅につきましては0.38%というふうに聞いておるところでございます。（「了解しました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 先ほどの説明の中で、ラスパイレス指数で見ると吉岡町は26番目ということでした。給料が群馬県下の中で、下に今は九つですか、今は35だから。分母そのものが不ぞろいなわけですよ。だから同じ市町村であってももっと高い水準にある市町村があると。そこをそろえないで、私は基本はそれなんだと思うんですよ。そこをそろえないで、そこを考慮しないで、構わず人勧の言っております0.37どおりいくというには、人勧は人勧の言い分があるんでしょうけれども、その前に吉岡町が現在あるこの26番目の給与水準が、果たしてそれが妥当かどうかと。そこはみんなすべてそろっている

中で用意ドンで一緒に下がるなら、それは結構なんですけれども、そこに大きな不合理があるんですけれども、そこの今後の兼ね合いというものはどういう考えでいるのか。また、先ほど神宮議員の中にもありましたけれども、人勤がそのように言ってきたと。人勤のとおりやると。仮にこれを大きく下回ったと、あるいはこれを受け入れなかったという結論を出した場合には、これはどういう、ほかの何か措置があるんですか、ペナルティーとか。その2点についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） ラスパイレス指数ですけれども、これは指標でございます、議員さんおっしゃるとおり、確かに各地方公共団体において求め方が違っているわけですが、その違っているものを国の国家公務員と比較をしたときの数字にすぎないわけでございます。したがって、吉岡町で計算をしておりますラスパイレス指数、あるいはそれは市町村の地方公共団体の職員の構成等によっても大きく変わるのではないかなというふうに思っております。ちなみに、吉岡町の職員の平均年齢でいいますと、群馬県下でも一番低い39.8歳、40歳を切っております。県下でも職員の平均年齢が一番低い、こういう構成になっておりますので、そういったところがどういうふうにラスパイレス指数に反映されているかというようなことになると、個々のいろんな問題はあるのだと思いますけれども、あくまでもこのラスパイレス指数は国の国家公務員の給与に対してどのぐらいかという指標の一つというふうにとらえていただきたいというふうに思っています。

またもう一つ、人勤どおり実施されなかったときのペナルティーといえますか、どうなるかということでございますけれども、当然国の方の指導、あるいは地方交付税へのはね返り、こういったものの中での指導が国、県からは当然あるものというふうに考えております。吉岡町では人事委員会を持っておりませんので、官民格差、民間の給与の実態を調査する機関がありませんので、これを正確に調査しております人事院の勧告に準拠するというような方法をとっているところでございます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

先ほどの議論の中にもありましたけれども、また国の方は官民格差があると、民間の給

与が下がっているから国家公務員の給与を下げるべしということでありませけれども、年金もそうであります。また、年金の引き下げも言われております。物価が下がっているというような話もありますけれども、実際に物価が下がっているでしょうか。また、そういうものを消費者が感じているでしょうか。官民格差があるということですが、果たしてそれは公務員がつくった格差では決してありません。公務員はこれまで右肩上がりでずっとそれなりに成長はあるものだということで生活設計をしてみいました。それがここにきて給与が減らされる、そしてまた今回はさかのぼってボーナスから引かれる、調整をされるということでありまして、平均で1万6,379円という減額になるようであります。これでは、なかなか住民の生活が成り立たないという事態におきまして、公務員が給与が減らされるということはますます経済を疲弊させるものであって、私はこれには賛成をするものではありません。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

岸議員。

〔11番 岸 祐次君登壇〕

11番（岸 祐次君） 11番岸です。

議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、国の人事院勧告に対する町職員給与の改定でございます。人事院は、本年、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県に所在する事務所を除いて、民間給与の実態調査を行っております。公務と民間の給与を比較した結果、民間における経済の景気低迷、デフレ経済の中にあつて、公務が民間を上回つたため、官民格差の是正による実質給与の引き下げでございます。格差につきましては、先ほど0.23%、あるいは金額では899円という各差になっておるところでございます。

今回の吉岡町の給与改定は、職員106名中、引き下げに該当する方が32名であり、その改定率は0.37%、職員1人当たり月1,606円となっております。改定は、子供を養育するなど生活に大変な年齢層にカット率を薄く、年齢が高くなるにつれてカット率が厚くされている改定であり、地域民間給与を反映させた改定内容となっているものでありまして、妥当なものと判断いたします。

議員皆様のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成23年第5回吉岡町議会臨時会日程をすべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（近藤 保君） 閉会の前に町長のあいさつの申し入れを許可します。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案、原案どおり可決をしていただきましてまことにありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

これから朝晩の冷え込みがますます厳しくなってきます。12月定例会開催を控えていますが、どうか議員皆様方、健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成23年第5回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前9時29分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 石 倉 實

吉岡町議会議員 小 池 春 雄